

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者：株式会社吉村建設

住所：熊本県荒尾市府本399番地

2. 入札参加資格停止期間：

【発地域】令和3年8月18日から令和3年10月17日まで（2ヶ月）

3. 入札参加資格停止措置対象地域：

【発地域】地域4

4. 事実概要：

本件は、株式会社吉村建設が、平成30年8月31日及び令和2年8月31日を審査基準日とする経営事項審査において、経営事項審査添付書類に虚偽の工事を記載のうえ申請するとともに、当該申請に基づく経営事項審査結果通知書を公共工事の発注者に提出し、入札参加資格申請を行ったことは、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年6月18日に建設業許可部局より30日間の営業停止処分を受けたものである。

5. 入札参加資格停止措置理由：

株式会社吉村建設が、建設業許可部局より30日間の営業停止処分を受けたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成17年11月30日付要領第96号）別表第2第10号に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第2

措置要件	地域及び期間
（建設業法違反行為） 10 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	<u>発地域について</u> <u>当該認定をした日から1月以上9月以内</u>

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分

地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県(※1)、奈良県、和歌山県及び岡山県(※2)
2	兵庫県(※3)、鳥取県、島根県、岡山県(※4)、広島県及び山口県(※5)
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県(※6)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課